



安全互助会のご案内

令和6年度

神奈川県PTA協議会安全互助会 ご案内



神奈川県PTA協議会安全互助会の目的

PTAは次代を担う青少年の健全な成長を図ることを目的として、保護者と教職員により組織された社会教育団体です。

この活動を充実発展させるためには、各種活動中に生じる事故を防止するとともに、積極的に安全教育を徹底しなければなりません。また、予測できず未然に防ぐことができない事故に対しては、PTA会員がお互いに助け合い、安心して活動できるような体制づくりが必要です。

そこで、神奈川県PTA協議会安全互助会は、会員相互の互助精神に基づき、PTA活動に起因して生じた傷害・死亡等への給付及び損害賠償に関する対策を講じることを目的とし、PTA活動の充実と円滑な運営に寄与することとします。

神奈川県PTA協議会安全互助会



【会 員】

本会の会員は、神奈川県PTA協議会に所属する各小中学校PTA（以下「単位PTA」という）で、本会の趣旨に賛同し入会手続きを行った単位PTAの会員とします。

なお、本会への入会は単位PTAごとの団体入会とします。

【会 費】

本会の会員の年会費は100円とします。

単位PTAごとの年会費総額 = (PTA加入世帯数+PTA加入教職員数)×100円

2. 見舞金・保険金の給付対象者

【見舞金】 会員（保護者・教職員）、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者

【保険金】 会員（保護者・教職員）、児童・生徒、会員と同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている者（例：講師、指導者など）

3. 入会手続き

単位PTAにおける県P安全互助会への加入までの手続きは次の通りです。

- ① 2月下旬に県P安全互助会より、単位PTAに加入申込書等の資料一式を送付します。
② 届いた資料をご確認の上、単位PTAごとに加入の有無を決めてください。
③ 「入会申込書 兼 確認書」の用紙に必要な事項をご記入の上、県P安全互助会事務局へ FAX又はメールにてご提出ください。(FAX：045-326-6107 E-mail：office@pta-kanagawa.gr.jp)
④ 5月1日以降、会員数が確定しましたら、「加入会員数等報告書」の用紙に必要な事項をご記入の上、県P安全互助会事務局へFAX又はメールにてご提出ください。
⑤ 「払込取扱票」(青色の県P安全互助会指定用紙)で郵便局から、県P安全互助会宛に年会費総額をご送金ください。以上で手続き完了です。
☆ 入会申込書は確認書を兼ねています。入会する・しないにかかわらず、ご提出をお願いいたします。
☆ 確認書の提出の際には予定会員数での申し込みとなります。確定した会員数については、5月31日までに加入会員数等報告書にてあらためてご報告、および年会費総額のご送金をお願いします。
☆ 継続入会でも年会費総額のご送金が6月1日以降の場合は、入会手続きが完了した日の翌月1日からの入会になります。

4. 見舞金・保険金の支払い対象期間

見舞金、保険金の支払い対象期間は令和6年4月1日午後4時～令和7年4月1日午後4時までの1年間です。

☆上記支払対象期間は、継続単位PTAの年会費総額のご送金が5月31日までに完了した場合です。

新規及び期間外入会は、入会手続きが完了した日の翌月1日から入会とし、令和7年4月1日までが支払い対象期間になります。

5. 見舞金について

単位PTAの主催・共催または各市町村郡PTAの主催する行事・活動に参加中（自宅と行事会場との往復途上を含みます）会員、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者が事故に遭い傷害等を被った場合に、見舞金を給付いたします。

Table with 3 columns: 見舞金の種類, 見舞金対象者・金額 (会員(保護者、教職員)児童・生徒、会員と同居の親族), 講師、指導者. Rows include 死亡見舞金, 後遺障害見舞金, 入院見舞金, 通院見舞金, 疾病見舞金, 特定事故見舞金.

☆見舞金の詳細については神奈川県PTA協議会安全互助会手引きの「給付規定」をご覧ください。



6. 保険金について
(P T A 団体傷害保険・P T A 賠償責任保険)

日本国内で単位P T A・市町村郡P T Aの主催・共催行事の活動中(自宅と行事会場との往復途上を含みます。)に会員およびその学校に通学する児童・生徒、会員の同居の親族、P T A行事への参加が事前にP T Aより認められている者が、ケガ(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。)をされた場合に保険金が支払われます。

また日本国内でP T A主催の行事・活動中(自宅と行事会場との往復途上は含みません。)において、管理・運営に不備があり、互助会員または第三者の身体、財物に損害を与えたことにより、P T Aに法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用が支払われます。

[P T A 団体傷害保険]

補償の種類	保険金額
死亡保険金	48.5万円
後遺障害保険金	約1.94万円～48.5万円 (後遺障害の程度によって)
手術保険金 (手術の際の入院の有無によって)	入院中 30,600円 入院中以外 15,300円
入院保険金 日額(180日限度)	3,060円
通院保険金 日額(90日限度)	1,140円

[P T A 賠償責任保険]

賠償の補償内容		保険金額
P T A活動の遂行に伴う賠償責任 (提供飲食物危険補償を含む)	対人	1名5,000万円限度 1事故5億円限度
	対物	1事故1億円限度
保管物に係る賠償責任		1事故10万円限度 保険期間中500万円限度 (自己負担額5,000円)
法律相談対応費用補償		1事故100万円限度 保険期間中1億円限度

《保険金の支払い事故例》

P T A 主催の臨海学校に参加中、海でおぼれ死亡した。 死亡保険金 48.5万円	P T A 主催の会場に行く途中自転車で転倒し骨折。10日間通院。 通院保険金 11,400円	P T A 主催の会場に行く途中、交通事故でケガ。30日間入院後、10日間通院。 入院保険金 91,800円 通院 * 11,400円	P T A 主催の料理教室に参加中にやけどし、5日間通院。 通院保険金 5,700円	P T A 主催の美術鑑賞で、引率者の管理不行き届きで、児童が美術品を破損。 損害賠償金 50,000円

☆保険金については、神奈川県P T A 協議会安全互助会を契約者として損害保険会社にP T A 団体傷害保険契約及びP T A 賠償責任保険契約を締結しています。(損害保険料 63円)
したがって、事故が発生した場合は、保険契約に基づき、損害保険会社から保険金が支払われます。

☆保険金、見舞金の詳細については神奈川県P T A 協議会安全互助会手引きの『給付規定』をご覧ください。



7. 保険金の請求手続き

1. 事故が発生したら直ちに県P安全互助会へ事故の報告をするとともに、必要書類を請求してください。
2. 「保険金」請求書類は以下のものです。(事故報告のご連絡を受け次第下記用紙一式を送付いたします)
 - (1) 事故証明書兼事故発生通知書
 - (2) 保険金請求書兼同意書
 - (3) 傷害保険の事故報告書兼同意書
 - (4) 医師が記入した診断書(保険金支払額が10万円以上の場合)
 - (5) 示談書(賠償責任保険請求の場合)
 - (6) その他、本会が必要と認める書類

8. 見舞金・保険金の支払い

1. 見舞金は、保険金の支払い後すみやかに、県P安全互助会より見舞金請求書で指定された口座に振り込みます。
2. 保険金は、損害保険会社より保険金請求書で指定された口座に振り込まれます。
3. 見舞金給付の請求期間は、事故発生日から1ヵ年です。

9. 見舞金・保険金をお支払いできない主な場合

〔見舞金〕

- (1) 給付が不適当と認められたとき(傷害保険金が支払われない場合に準ずる。但し疾病見舞金、特定事故見舞金はその限りではない)

〔PTA団体傷害保険金〕

- (1) 故意または重大な過失
- (2) 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ
- (4) 病気・心・神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
- (5) 入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- (6) 妊娠・出産・早産
- (7) むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- (8) 地震・噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争・革命・内乱・暴動
- (10) 放射線照射・放射能汚染
- (11) 被保険者がビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故
- (12) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ・・・など

〔PTA賠償責任保険金〕

- <PTA活動に伴う損害賠償責任><保管物に係わる損害賠償責任><提供飲食物危険補償>
<法律相談対応費用補償>共通

- (1) 故意
 - (2) 戦争・革命・内乱・暴動
 - (3) 地震・噴火またはこれらによる津波
 - (4) 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (5) PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など
- 他に、補償項目毎にお支払いできない場合がありますので、詳細は神奈川県PTA協議会安全互助会手引きの「給付規定」をご覧ください。

ご質問、ご照会は直接神奈川県PTA協議会安全互助会事務局へ

◆ 神奈川県PTA協議会安全互助会事務局

〒220-0053 横浜市西区藤棚町2-197
神奈川県教育会館内

電話：045-326-6103
FAX：045-326-6107
E-mail：office@pta-kanagawa.gr.jp

ご案内のダウンロードはこちら



神奈川県PTA協議会

神奈川県Pについて 役員・理事連絡事項 各種連絡事項 事務局

お問い合わせ

お問い合わせ

- ・ 出欠回答
- ・ 共有情報

各種連絡事項

能登半島地震による被災地への対応

- ・ 会長挨拶
- ・ 組織・役員理事
- ・ 役員理事名簿
- ・ 基本方針
- ・ 会則

- ・ 県教育行政への意見・要望
- ・ こころコトバ大賞
- ・ 神奈川県PTA 大会
- ・ 広報紙コンクール
 - ・ web版申し込み
- ・ 広報紙「PTAかながわ」

市町村郡PTA向けPTA賠償責任保険

- ・ ご挨拶
- ・ ご案内（会費・補償）
- ・ 手引き（規約等）
- ・ 入会手続き
- ・ 事故が起こったら
- ・ 申請書類等ダウンロード
- ・ 申請書類記入例
- ・ 安全・安心かわら版
- ・ 役員名簿

お問い合わせ

神奈川県PTA協議会

045-326-6102

office@pta-kanagawa.gr.jp

copyright © 神奈川県PTA協議会.All Rights Reserved.